明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年八月二十八日

福岡市中央区西中洲一二番三三号大同生命ビル一三階　株式会社ホウショウ

代表取締役　柴田　進

株式併合につき通知公告

当社は、株式四株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年十月一日であり、同日における発行可能株式総数は四百万株となります。

平成二十九年八月二十八日

仙台市青葉区中央二丁目二番一五号　株式会社いちごホールディングス

代表取締役　宮下　雅光

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式四株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年八月二十八日

仙台市青葉区中央二丁目二番一五号　株式会社いちごホールディングス

代表取締役　宮下　雅光

株式交換につき株券等提出公告

当社は、オプティメッドホールディングス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年八月二十八日

新潟県長岡市本町二丁目四番地二一　株式会社サン・システム

代表取締役　岩崎　清隆

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である稲葉圭亮が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年八月二十八日

東京都港区虎ノ門一丁目一番一六号　コンコードインターナショナルインベストメンツグループエル・ピー

日本における代表者　稲葉　圭亮

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である武市洋一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年八月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四階　Pioneer Global Investments Limited

日本における代表者　武市　洋一

限定承認公告

本籍福島県郡山市安積町大森町二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　牧田　勝弘

右被相続人は平成二十九年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十九年八月二十五日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十八日

福島県郡山市鶴見坦二丁目四番二一号　限定承認者牧田洋子

代理人弁護士　平　雄一

限定承認公告

本籍東京都立川市幸町二丁目二〇番地三、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字長岡長谷部八三番地一　フラワープラム　被相続人　亡　中森　清子

右被相続人は平成二十九年五月十九日死亡し、その相続人は平成二十九年八月十七日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十八日

東京都大田区中央五丁目一九番一七号　限定承認者　麻生　浩介

限定承認公告

本籍石川県金沢市上荒屋四丁目三七番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　橋本　菱子

右被相続人は平成二十九年二月四日死亡し、その相続人は平成二十九年八月十七日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十八日

石川県金沢市上荒屋四丁目三七番地一　相続財産管理人　橋本　庫作

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、株式会社日進通工（乙、住所北海道札幌市東区伏古五条五丁目四番一五号）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mrt.mirait.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十九日

掲載頁　九十三頁（号外第一三九号）

平成二十九年八月二十八日

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号　株式会社ミライト

代表取締役　鈴木　正俊

任意清算公告

当法人は、平成二十九年六月二十七日をもって解散し、総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年八月二十八日

東京都品川区上大崎二丁目一〇番三四―四―一〇六号　東京第一監査法人

清算人　加藤　五月

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を一億二千七百三十五万円減少し五十三億九千七百六十五万円とし、発行済優先出資総口数十一万五百口のうち二千五百四十七口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を一億二千七百三十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/ihcjftmk

平成二十九年八月二十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内　IHC Japan First特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十八億六千六百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年四月四日付官報号外第七十二号六十三頁に掲載しています。

平成二十九年八月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号　ヨコハマ特定目的会社

取締役　中村　武

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十九年七月三十一日（号外第百六十六号）公布厚生労働省令第八十四号（医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
五七	上	一二	再製造単回使用医療機器等製造販売業者等	再製造単回使用医療機器製造販売業者等
平成二十九年八月十四日（号外第百七十五号）公布経済産業省令第六十一号（ガス関係報告規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）				
一五	下	終りから五	報告事項	報告期日

四ページ●同月二十八日付第一八五号四八ページ●同日付政府調達第一六二号四

◉号外　八月二十五日付特第一八号

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）